

貸 貸 借 契 約 書 (案)

- 1 契約番号 令和5年度 道河第 号
- 2 名 称 長浜市道路照明灯LED化貸貸借業務
- 3 納入場所 別紙仕様書のとおり
- 4 納入期限 令和6年3月31日
- 5 契約期間 令和6年4月1日から令和16年3月31日まで
(貸貸借期間)
- 6 契約金額 月額 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円
- 7 その他

上記について、借主と貸主は、別添の約款によって貸貸借契約を締結する。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

借主 住 所 長浜市八幡東町632番地
氏 名 長浜市
(代表者) 長浜市長 浅見 宣義 印

貸主 住 所
商号又は名称
氏 名 印

参考見本

(総則)

第1条 借主及び貸主は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 貸主は、この条項及び仕様等に基づき、契約書記載の契約金額（以下「契約金額」という。）をもって、貸主が契約書記載の納入期限（以下「納期」という。）までに納入した別表に定める物品を契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）にて、借主に賃貸するものとする。

3 第1項の仕様書に明記されていない仕様が生じたときは、借主と貸主が協議して定めるものとする。

(所有権の表示)

第2条 貸主は、物品に自己の所有物である旨の表示をすることができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、書面により借主の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第4条 借主は、必要がある場合には、仕様書を変更することができる。この場合において、契約金額、納期又は契約期間を変更する必要があるときは、借主と貸主が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(経済事情の激変等による契約金額の変更)

第5条 契約期間内に、経済事情の激変又は予期することができない異常な理由の発生に基づき、契約金額が著しく不相当であると認められるときは、借主と貸主が協議のうえ変更することができる。

(納期の延長)

第6条 貸主は、その責めに帰すことができない事由により、納期内に物品を納入できないことが明らかとなったときは、借主に対して遅滞なく、その事由を付して納期の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、借主と貸主が協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 物品の納入に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、貸主が負担するものとする。ただし、その損害が借主の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、借主が負担するものとする。

(履行遅延における損害金等)

第8条 貸主の責めに帰すべき事由により、納期内に物品を完納することができない場合において、納期後に納品を完了する見込みがあると認めるときは、借主は、遅延損害金を付して納入期限を延長することができる。ただし、その延長日数は、借主と貸主とが協議して定めるものとする。

2 前項の遅延損害金は、延長日数に応じ、契約金額に1.2を乗じて得た額に、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 借主の責めに帰すべき事由により、第1.4条の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、貸主は、借主に対して契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(検査)

第9条 借主は、貸主から物品を納入場所へ設置する旨の申し出があったときは、直ちにこれに応じ、借主による検査に合格と認めたものに限り引渡しを受けるものとする。

2 貸主は、検査の結果不合格のものがあったときは、借主の指定する期日までに完全なものを納入しなければならない。

(物品の使用及び管理等)

第10条 借主は、物品の使用及び管理に関し、善良なる管理者の注意義務を負うものとする。

2 借主の故意又は重大な過失によって物品の機能が低下し、又は損傷したことによって損害を

被ったときは、貸主は、借主と貸主が同意して選出した第三者の損害に対する評価に基づき、借主に対してその賠償を請求することができる。

- 3 前項の規定により貸主が賠償を請求する場合において、前条に定める保険により貸主に保険金が支払われたときは、借主は、当該保険金額内において、貸主に対する賠償金の支払義務を免除されるものとする。
- 4 借主は、物品を第三者の権利の目的物とすることはできない。
(契約金額の支払)

第11条 貸主は、賃貸借期間の開始日の属する月の翌月以降、前月分の契約金額（以下「代金」という。）を毎月請求するものとする。

- 2 借主は、前項の請求に基づき、適正な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払わなければならない。
- 3 代金の計算において、月額については、月の初日から末日までを1か月分の月額として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1か月に満たないとき又は貸主の責めに帰すべき事由により当該月の使用が1か月に満たなくなったときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。
(債権・債務の相殺)

第12条 借主は、この契約により貸主から借主に支払うべき債務が生じた場合は、代金と相殺することができる。ただし、貸主の支払うべき債務が借主の支払うべき金額を超えるときは、貸主は、その超過額を借主が指定する期限内に借主に納付しなければならない。

(借主の催告による解除権)

第13条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納期内に物品を完納しないとき又は完納する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、検査の執行を妨げたとき。
- (3) 正当な理由なく、第20条第1項の規定による当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(借主の催告によらない解除権)

第14条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 納期内に物品を完納できないことが明らかであるとき。
- (2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 貸主（貸主が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 貸主が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、借主が貸主に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、貸主がこれに従わなかったとき。

第14条の2 借主は、この契約に関し、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、貸主に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、貸主に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (3) 貸主(貸主が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(借主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条、第14条又は前条各号に定める場合が借主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借主は、前3条の規定による契約の解除をすることができない。

(貸主の解除権)

第16条 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 借主が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 貸主は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を借主に請求することができる。

(貸主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 前条各号に定める場合が貸主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貸主は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、貸主は、契約金額に12を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として借主の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条、第14条又は第14条の2の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 貸主がその債務の履行を拒否し、又は貸主の責めに帰すべき事由によって貸主の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 貸主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、借主は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(賠償の予約等)

第19条 貸主は、この契約に関し、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、借主が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額に12を乗じて得た額の10分の1に相当する額を借主の指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、借主に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、

借主がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約不適合)

第20条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、借主は、貸主に対して当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、貸主は、借主に不相当な負担を課するものでないときは、借主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 契約不適合のある場合、借主は、相当の期間を定めて貸主に対し履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、貸主が履行の追完が不能であるとき又は履行追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

3 契約不適合が借主の責に帰すべき事由によるものであるときは、借主は前2項に規定する請求をすることができない。

4 第1項又は第2項の請求は、債務不履行による損害賠償の請求又は契約解除権の行使を妨げるものではない。

(担保責任)

第21条 貸主は、物品の契約不適合について、第9条第1項の引渡し後1年間担保責任を負うものとする。

2 契約不適合について、借主がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を貸主に通知しないときは、借主はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

3 前項の規定は、契約不適合が貸主の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する貸主の責任については、民法の定めるところによる。

(秘密の保持)

第22条 貸主は、物品の納入業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、契約期間が終了した後、又はこの契約が解除された場合においても適用する。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）及び長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）その他関係諸法令に定めるところによるほか、必要に応じ借主と貸主が協議して定めるものとする。

2 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、借主の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。